令和４年４月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
地域保健担当理事　長谷川太郎

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事
江澤　和彦
（公印省略）

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、「厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する告示が公布されるとともに、これに関連して厚生労働省より通知等が発出されました。

ついては、下記の通りご通知いたしますので、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに貴会管下医師会および会員への周知方へよろしくお願いいたします。

記

１．主な改正の内容について

「厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」に新たに排泄予測支援機器が追加され、本年４月１日より適用されることになりました。

２．関連通知

当機器の取扱いならびに留意事項に関する通知およびQ&Aが発出されておりますので、添付文書をご参照下さい。

（添付文書）

~~○介護保険最新情報Vol.1055~~

~~「厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する告示の公布について」~~

~~（令和４年３月28日　厚生労働省老健局高齢者支援課　事務連絡）~~

○介護保険最新情報Vol.1059

・「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱い」の改正について

（令和４年３月31日　老高発0331第２号　厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

・新旧対照表
・~~改正後全文~~

・介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について
（令和４年３月 31 日　老高発 0331 第３号　厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

・介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るＱ&Ａの送付について
（令和４年３月 31 日　厚生労働省老健局高齢者支援課　事務連絡）

以上

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年１月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
別添

新	旧
第一　福祉用具 １　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 （１）　車いす 貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。 ①　自走用標準型車いす 日本産業規格（JIS）T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。 また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。 ②　普通型電動車いす 日本産業規格（JIS）T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。 なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本	第一　福祉用具 １　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 （１）　車いす 貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。 ①　自走用標準型車いす 日本工業規格（JIS）T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。 また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。 ②　普通型電動車いす 日本工業規格（JIS）T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。 なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本

体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③　介助用標準型車いす

日本産業規格（JIS）T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、日本産業規格（JIS）T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

（2）～（13）（略）

2　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

（1）・（2）　（略）

（3）排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通

体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③　介助用標準型車いす

日本工業規格（JIS）T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、日本工業規格（JIS）T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

（2）～（13）（略）

2　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

（1）・（2）　（略）

（新設）

知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。	
（4）入浴補助用具 購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ①～⑦　（略）	（3）入浴補助用具 購入告示第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。 ①～⑦　（略）
（5）簡易浴槽 購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。	（4）簡易浴槽 購入告示第四項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。
（6）　移動用リフトのつり具の部分　（略）	（5）　移動用リフトのつり具の部分　（略）
3　（略）	3　（略）
第二　住宅改修　（略）	第二　住宅改修　（略）